

令和5年第2回定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第20号】

旅館業法施行条例の一部を改正する条例案について	1
-------------------------	---

《所管事項説明》

1 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について	3
2 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について	5
3 地域医療介護総合確保基金に係る令和5年度事業計画について	10
4 「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和4年度版）」について	14
5 医療保健部における計画等の策定体制について	17
6 次期「三重県医療計画」の策定について	18
7 次期「三重県外来医療計画」の策定について	20
8 次期「三重県医師確保計画」の策定について	22
9 次期「三重県がん対策推進計画」の策定について	24
10 次期「三重県循環器病対策推進計画」の策定について	26
11 次期「三重県介護保険事業支援計画・高齢者福祉計画（みえ高齢者元気・かがやきプラン）」の策定について	28
12 次期「三重県感染症予防計画」の策定について	30
13 次期「三重の健康づくり基本計画（ヘルシーピープルみえ・21）」の策定について	32
14 次期「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の策定について	34
15 「三重県薬剤師確保計画（仮称）」の策定について	36
16 次期「三重県医療費適正化計画」の策定について	38
17 次期「三重県国民健康保険運営方針」の策定について	40
18 各種審議会等の審議状況の報告について	42

（別冊）

1 みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和4年度版）	
-----------------------------	--

令和5年10月11日
医療保健部

1 旅館業法施行条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）が、令和5年6月に公布され、旅館業法の一部が改正されたことに伴い、旅館業法施行条例の関連規定を整理するものです。

2 改正内容

旅館業における事業譲渡による営業者の地位の承継や施設での感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否に係る規定が追加されたことに伴い、以下のとおり関連規定を整理します。

- (1) 条例第4条及び第5条の準用規定に事業譲渡による営業者の地位の承継に係る条項を追加するとともに、条項ずれを整理。
- (2) 宿泊拒否事由が追加されたことに伴い、条例第7条の規定における条ずれを整理。

3 施行期日

改正法の施行の日

議案第二十号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和五年九月十九日

三重県知事 一見勝之

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和六十一年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（社会教育に関する施設等）</p> <p>第四条 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号。以下「法」という。）第三条第三項第三号（法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一、十二（略）</p> <p>（意見の聴取）</p> <p>第五条 法第三条第四項（法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分ごとに、当該各号に定める者とする。</p> <p>一、三（略）</p> <p>（宿泊を拒否することができる事由）</p> <p>第七条 法第五条第一項第四号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一、二（略）</p>	<p>（社会教育に関する施設等）</p> <p>第四条 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号。以下「法」という。）第三条第三項第三号（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一、十二（略）</p> <p>（意見の聴取）</p> <p>第五条 法第三条第四項（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分ごとに、当該各号に定める者とする。</p> <p>一、三（略）</p> <p>（宿泊を拒否することができる事由）</p> <p>第七条 法第五条第三号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一、二（略）</p>

附則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

提案理由

旅館業法の一部改正に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

【所管事項説明】

1 『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答について

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
2-1	地域医療提供体制の確保	医療保健部	高度救命救急センターがいまだに県内に設置されていないことから、県としても設置に向けた後押しをする等積極的に取組を進められたい。	県としても関係者との意見交換を進めつつ、医療審議会での議論もふまえて、指定に向けた検討を行ってまいります。
			コロナ禍によりがん検診受診率が下落しているが、女性特有の乳がんや子宮頸がんをはじめ、がんは早期発見が重要となってくることから、市町と連携し検診受診率の向上に取り組まれたい。	がん検診については、各市町がより効果的な受診率向上策を立てられるよう、今年度、国の事業とも連動しながら、市町向けの研修会の実施や相談窓口の設置、補助事業の拡大等の取組を行っているところであり、コロナ禍で落ち込んだ検診受診率を引き上げるためにも、各市町の課題などを聞きながら、県としても市町の勸奨等を支援してまいります。
			医師・看護師の人材不足をふまえ、働き手が働きやすい職場環境を含めた人材確保に引き続き取り組まれたい。また、全国と比較しても本県の薬剤師不足は顕著となっていることから、人材確保に向けた取組を強化されたい。	医療従事者が働きやすい職場づくりを行うことで、離職防止等を図るため、医療勤務環境改善支援センターにおいて、社会保険労務士であるアドバイザーが医療機関の取組に対する助言や相談対応を行っています。引き続き、医師や看護職員が働き続けることができるよう、勤務環境改善の取組を推進してまいります。 また、薬剤師の確保については、第8次医療計画の策定にあわせ、今年度中に、審議会での議論も深めながら薬剤師確保計画（仮称）を策定することとしており、取組の強化を図ります。
2-2	感染症対策の推進	医療保健部	新型コロナウイルス感染症の5類移行後の感染状況について、県民に分かりやすく伝わるよう公表方法の工夫を検討されたい。	現在の新型コロナウイルス感染症の発生状況について、第8波（2022年10月～）における定点医療機関当たりの患者報告数と比較できる資料をホームページに掲載し、あわせて1日当たりの新規患者発生者数の推計数をお示しすることにより、県民に分かりやすい情報提供に努めました。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
2-3	介護の基盤整備と人材確保	医療保健部	KPI指標「介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数」について、令和4年度の達成状況をふまえ、令和5年度以降の目標値の設定が適切か検討されたい。	令和12年（2030年）頃まで後期高齢者が増加することが推計されており、介護度が重度で特別養護老人ホームに入所を希望される方も増加が見込まれます。また、入所待機者数が大幅に減少したことが近年無く、増加に転じることも懸念されることから、目標値については据え置きすることとし、引き続き、入所待機者の解消に努めてまいります。
			認知症は引き続き地域における大きな課題であることから、コロナ禍で取組が思うように進まなかった市町が、コロナが一定収束したいま、チームオレンジの取組を推進できるよう、より一層の支援に取り組みされたい。	アドバイザー派遣や研修会の開催、先行事例の紹介等により、市町を支援し、引き続きチームオレンジの立ち上げを促してまいります。
2-4	健康づくりの推進	医療保健部	フッ化物洗口の取組の推進にあたっては、先進事例等をふまえながら、現場に負担のない形で、かつ効果的に実施できるよう、教育現場と情報共有を十分に図りながら取り組まれたい。	県教育委員会と連携して、各市町の教育委員会や保健分野の担当者に説明を行うとともに、研修では、教師や養護教諭も一緒に聞いていただく等して、取組を進めているところです。 また、フッ化物洗口の取組が効果的に行われるよう、市町の取組状況について先進地視察を行い、実例をもとに、どのように工夫しながら進めているか丁寧に情報を伝えているところです。引き続き、教育現場等と一緒に検討しながら取組を進めてまいります。
3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	医療保健部	動物保護団体の現状を把握し、財政支援や譲渡会会場の提供など必要な支援の検討をされたい。	ボランティア団体の負担軽減を図るため、県から譲渡する犬、猫については、ワクチン接種、マイクロチップの挿入、不妊・去勢手術等の処置を実施してから引き渡すとともに、ボランティア団体に対する譲渡手数料の減免を行っています。また、動物愛護推進センターでは、開所当時から譲渡会等で県民の皆様にご利用いただくことが可能となっております。 今後も、さまざまな機会を通じて、関係団体等と意見交換を行い、連携強化に努めてまいります。

【所管事項説明】

2 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について

1 10月以降の対応に係る基本的な考え方

- ・感染症法上の位置付けが変更された令和5年5月8日以降、医療提供体制や入院調整、各種公費支援など激変を緩和するための適切な経過措置を講じながら段階的に移行を進めてきたところです。
- ・10月以降の対応について、9月15日に国から方針が示されたことから、来年4月からの通常の医療提供体制への完全移行に向けて、来年3月までを引き続き移行期間とし、今後予想される冬の感染拡大に対応しつつ、段階的な移行を進めていきます。

2 10月以降の県の対応方針

(1) 外来体制

- ・「外来対応医療機関（いわゆる発熱外来）」については、県ホームページで確認できるよう引き続き公表するとともに、新規指定に向けた取組を継続します。

(2) 入院体制

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対しては、通常医療と同様の入院受入れを更に進めることとし、感染拡大時には病床を確保し、重症患者等を中心にするなど対象を重点化した上で入院受入れを行います。
- ・入院調整については、10月以降も医療機関間における入院調整を原則とし、医療機関間での調整が不調となった場合は、引き続き県が入院調整を行います。
- ・医療機関間での入院調整が円滑に行われるよう、引き続き、みえ入院調整支援システムを通じた入院基準の目安の提示や入院受入れ可能な医療機関の情報提供などの支援を行います。

(3) 公費支援

- ・外来医療費のうち新型コロナウイルス感染症治療薬の費用については、全額公費負担の扱いから、費用の一部を公費により減額する仕組みとし、医療費の自己負担割合に応じて、3割負担の方は9千円、2割負担の方は6千円、1割負担の方は3千円の自己負担を求めたうえで支援を継続します。
- ・入院医療費の公費支援については、これまで通り高額療養費制度の自己負担限度額から公費により減額する仕組みとし、減額幅を原則2万円から原則1万円に変更した上で支援を継続します。

(4) 高齢者施設等

- ・高齢者施設等で集団感染が発生した場合には、感染症の専門家とも協力しながら必要に応じて感染対策指導を引き続き実施します。
- ・希望する高齢者施設等については、従事者を対象に定期的な検査を引き続き実施します。

(5) 検査体制

- ・医療機関、高齢者施設等において陽性者が発生した場合の周囲の者（入所者および従事者）に対する検査については、引き続き行政検査として実施します。

(6) 相談体制

- ・発熱時等の受診相談や陽性判明後の体調急変時に相談できる「受診・相談センター」については、引き続き設置します。

(7) 発生動向の公表

- ・発生動向の把握については、定点医療機関による「定点把握」での週1回の公表を行うとともに、ゲノム解析についても、県内の医療機関の協力のもと、引き続き実施します。

3 ワクチン接種体制

- ・令和5年秋冬の接種については、重症化予防を目的に9月20日から、生後6か月以上の希望するすべての方を対象にワクチン接種を実施しています。
- ・ワクチン接種に関するコールセンター（「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」および「新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口」）については、引き続き設置します。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う県の対応方針①

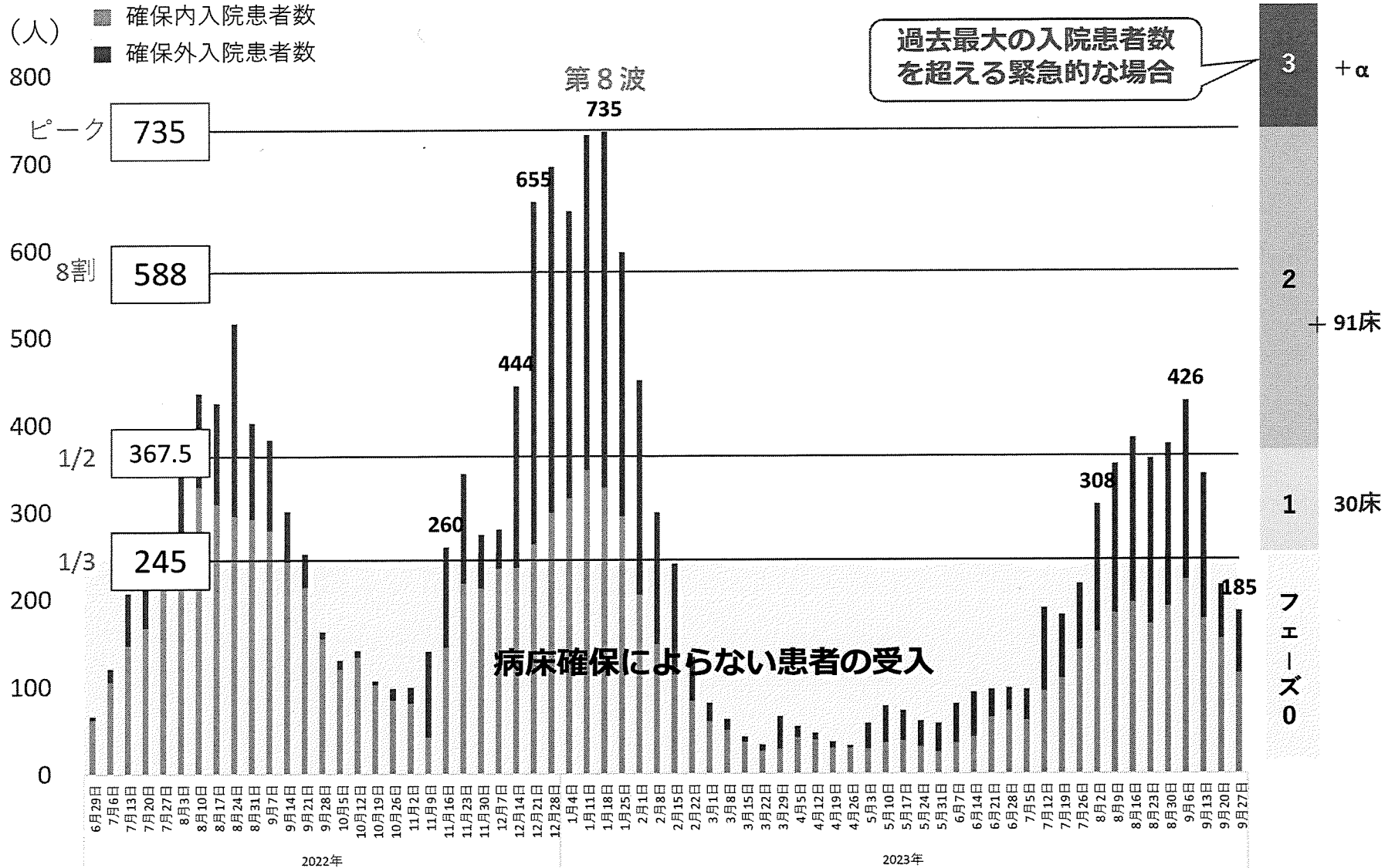
事項	施策の内容		
	5類移行後（9月末まで）	5類移行後（10月以降）	
外来体制	外来診療体制の確保	広く一般的な医療機関が患者の診療に対応する体制へ移行 ※外来対応医療機関 5/7時点：693医療機関 9/11時点：795医療機関	継続 ※医療機関名の公表も当面継続
	感染対策の支援（外来）	体制の維持・拡大を図るため感染対策の支援	継続
	診療報酬（外来）	感染対策を評価 医療機関間による入院調整等を評価	特例措置は縮小 コロナ患者への療養指導に係る特例措置は廃止
入院体制	入院受入体制の確保	通常の医療体制への移行を目指し、新たな医療機関での入院患者の受入を積極的に促進 ※入院受入医療機関数 5/7時点：48医療機関 9/11時点：69医療機関	継続
	入院調整	原則、医療機関間による入院調整 不調時は県による入院調整支援	継続
	病床確保（病床確保補助金）	病床確保補助金の交付	感染拡大時に重点化するなど、支援が縮小（P9参照）
	感染対策の支援（入院）	体制の維持・拡大を図るため感染対策の支援	継続
	診療報酬（入院）	重症・中等症患者等に対する特例措置 地域包括ケア病棟等での患者の受入を評価	特例措置は縮小
公費支援	新型コロナウイルス感染症治療薬※の公費支援 ※経口薬（ラゲプリオ、パキロピッド、ソコバ）、点滴薬（ベクルリー）、中和抗体薬（ロナプリーブ、ゼビュディ、エバシエルド）	自己負担分を全額支援	医療保険の自己負担割合に応じて、自己負担額※を決定 ※3割負担：9,000円、2割負担：6,000円、1割負担：3,000円、
	入院医療費の公費支援	高額医療費の自己負担限度額から原則2万円減額	高額医療費の自己負担限度額から原則1万円減額

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う県の対応方針②

事 項		施策の内容	
		5類移行後（9月末まで）	5類移行後（10月以降）
宿泊療養	宿泊療養施設	宿泊療養施設は廃止、但し、医療ひっ迫時には、高齢者等の療養のための宿泊療養施設の設置を検討	廃止
高齢者施設	相談窓口	施設で陽性者が発生した場合等における感染制御等の相談窓口を設置	継続
	クラスター対応	クラスター発生施設に対し、必要に応じ、感染対策指導を実施	継続
	医療機関との連携強化	患者等が発生した場合における相談、往診、入院調整等を行う医療機関の事前確保	継続
	社会的検査	早期発見、感染拡大防止の観点から、施設の従事者を対象に定期的な検査を実施	継続
検査	行政検査	医療機関、高齢者施設等の感染対策として行政検査を実施	継続
相談体制	相談体制の確保	発熱時等の受診相談や療養中の健康相談などの相談窓口を設置	継続
サーベイランス		定点報告（インフルエンザ・コロナ定点）へ移行 ゲノム解析（新たな変異株を監視）	継続

入院患者数の週次の推移と想定される確保病床数について

- 想定される県全体の確保病床数 ⇒ フェーズ1：30床 フェーズ2：30床+91床=121床
- (参考) 現在の県全体の確保病床数：69医療機関591床 (うち重症用病床50床)



【所管事項説明】

3 地域医療介護総合確保基金に係る令和5年度事業計画について

1 事業計画について

医療介護総合確保推進法により、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を推進するため、平成26年度から消費税増収分を活用した財政支援制度が創設されたことを受けて、県に地域医療介護総合確保基金（国2/3、県1/3）を設置しました。

この制度において、県は、地域の実情に応じて事業計画を作成し、当該基金を活用して事業を実施することとなっています。

また、事業計画の作成と実施事業の評価にあたっては、市町や、医療または介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、医師会などの関係団体等、官民の幅広い意見を聴取するよう求められていることから、10月16日に医療・介護等の関係者で構成する三重県地域医療介護総合確保懇話会を開催します。

2 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- ①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ①-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
- ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

3 令和5年度実施事業の概要

○事業数：157本 事業費：37億円（うち、医療分15.1億円、介護分21.9億円）

○主な事業

- ① -1 医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（1.0億円）

- ・ 病床機能分化推進基盤整備等事業

必要病床数に対し不足する医療機能への転換に必要な施設整備に対する補助を行うとともに、過剰な病床のダウンサイジングに必要な施設整備等に対する補助を行う。また、各地域の地域医療構想調整会議に地域医療構想アドバイザーを派遣する。

- ・ がん診療体制整備事業
県民に質の高いがん医療を提供するため、がん診療施設・設備の整備に要する経費に対して補助するとともに、地域の在宅緩和医療を推進するための取組等に対して補助する。これらの取組により、県内のがん診療連携体制の機能分化・連携を推進する。
- ① -2 病床の機能又は病床数の変更に関する事業（1.2億円）
- ・ 病床機能再編支援事業
医療機関が、地域医療構想の実現のため、病床数の適正化に必要な病床数の減少を行う場合、減少病床数に応じた給付金を支給する。
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業（1.7億円）
- ・ 在宅医療普及啓発事業
在宅医療に対する理解を深めるため、県内の各地域において在宅医療や在宅看取りについての講演会による普及啓発事業を実施する。
 - ・ 小児在宅医療・福祉連携事業
医療的ケア児の実数および生活実態調査の実施や、小児在宅医療に係る人材の育成、医療的ケアを必要とする重症児に対するレスパイト・短期入所事業の拡充に取り組む事業へ補助する。
- ③ 介護施設等の整備に関する事業（6.8億円）
- ・ 地域密着型サービス等に関する整備事業
認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備、介護施設の開設準備経費、看取り環境の整備や新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援として家族面会室の整備等に係る補助を行う。
- ④ 医療従事者の確保に関する事業（11.0億円）
- ・ 地域医療支援センター運営事業
地域医療支援センターが、県内の医療機関で勤務する若手医師のキャリア形成を支援することにより、若手医師の県内定着や、医師の地域偏在の解消等を図る。
 - ・ 産科医等確保支援事業
分娩に対する手当支給を行う医療機関に対し、その経費の一部を補助することにより、産科医等の処遇改善に取り組む医療機関を支援し、不足する産科医等の確保を図る。

- ・ 新人看護職員研修事業補助金
病院等における新人看護職員が、基本的な臨床実践能力を習得するための研修の実施に対して補助することで、看護の質の向上及び早期離職防止を図る。

⑤ 介護従事者の確保に関する事業（15.1億円）

- ・ 外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業
外国人留学生の就労予定先の介護施設等が実施する奨学金制度に対して補助を行う。

- ・ 介護ロボット導入支援事業・ICT導入支援事業

介護職員の身体的負担の軽減や人材確保の観点から、介護事業所における介護ロボットの導入に対する支援や、タブレット端末などICTの活用により業務を効率化するための補助を行う。

- ・ 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

新型コロナウイルス感染症が発生した介護保険施設・事業所に対し、介護サービスが継続して提供できるよう介護報酬の対象とならないかかり増し経費を支援する。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（0.2億円）

- ・ 地域医療勤務環境改善体制整備事業

医師の労働時間短縮に向け、医療機関が取り組む医師事務作業補助者等の確保や、勤怠管理システム（タイムカード等）の導入等に必要な費用を支援する。

【所管事項説明】

4 「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和4年度版）」について

この年次報告書は、みえ歯と口腔の健康づくり条例第12条第6項の規定に基づき、令和4年度における歯科保健施策の実施状況等について取りまとめたものであり、その概要は次のとおりです。

1 歯と口腔の健康づくり対策の推進

歯と口腔の健康づくりの推進にあたっては、ライフステージや取り組むべき課題ごとに42の評価指標を定め（別冊1 62、63頁）、対策を進めています。

42の評価指標のうち、6指標が目標を達成、18指標が改善、3指標が変化なし、7指標が悪化となっています。

なお、8指標は、新型コロナウイルス感染症の影響によりデータソースとなる歯科疾患実態調査が中止となり、現状値の把握ができず評価困難となりました。

(1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策

ア 乳幼児期（別冊1 2頁）

幼稚園、認定こども園、保育所におけるフッ化物洗口は、21市町、126施設で実施されています。

令和4年度新たに、フッ化物洗口によるむし歯予防についてわかりやすい内容にまとめたチラシを作成し、施設等へ配付しました。

イ 学齢期（別冊1 10頁）

小学校におけるフッ化物洗口は、6市町50校で実施されています。

フッ化物洗口の取組が広がるよう、教育委員会と連携し、市町訪問や会議において説明を行うなど、関係者の理解を求めました。

ウ 青・壮年期（別冊1 18頁）

市町の母子健康手帳交付時に、妊婦を対象とした歯科保健リーフレットを配付し、妊娠中・出産後の歯科保健や妊娠中に歯科健康診査を受診することの重要性について啓発を行いました。

また、成人等を対象とした歯科健診や歯科保健指導を実施し、歯科の視点からの生活習慣の見直しや、かかりつけ歯科医を持ち定期的な歯科受診を行うことの重要性について啓発を行いました。

エ 高齢期（別冊1 22頁）

高齢者等を対象とした歯科保健指導を実施し、歯科の視点からの生活習慣の見直しや口腔機能の維持向上、かかりつけ歯科医を持ち定期的な歯科受診を行うことの重要性について啓発を行いました。

医療介護関係者等を対象に要介護高齢者の嚥下機能と食支援に関する研修を行い、嚥下機能の評価や食形態の判定に関する知識の普及を図りました。

(2) 障がい児（者）への対策（別冊1 26頁）

県歯科医師会、障がい者支援団体と連携して、障がい児（者）歯科ネットワーク「みえ歯ートネット」を運営し、障がい児（者）の受け入れが可能な歯科医療機関を「協力歯科医院」として情報提供するとともに、三重県障害者歯科センターにおいて歯科診療を行いました。

障がい児（者）施設において、利用者とその保護者を対象とした歯科保健講話を実施し、障がいの状態に応じた口腔ケアの方法や定期的な歯科受診の重要性について啓発を行いました。

(3) 医科歯科連携による疾病対策（別冊1 30頁）

医科歯科連携に係る研修を実施し、症例に応じた歯科治療や口腔ケア、歯科保健指導等に関する知識の普及を図りました。

医療的ケア児の歯科治療が安全に行われるよう、全身の状態や服用している薬剤の正確な情報共有を図るなど多職種における連携体制等の構築に向けた検討を行いました。

(4) 在宅歯科保健医療における対策（別冊1 34頁）

各地域口腔ケアステーションの活動が進むよう、地域口腔ケアステーション運営連絡協議会において事例紹介や情報交換、意見交換を行いました。

地域口腔ケアステーションに配置しているサポートマネージャーを中心に、地域の医療、介護関係者との連携を図りました。

(5) 災害時における歯科保健医療対策（別冊1 41頁）

歯科医師等を対象に、身元確認研修を実施し、大規模災害発生時における身元確認のデンタルチャートの作成に関する知識の向上を図りました。

(6) 中山間地域等における歯科保健医療対策（別冊1 44頁）

無歯科医地区である神島の保育所において、歯科疾患の予防に関する講話や歯みがき指導を行いました。

(7) 歯科医療機関における感染症対策（別冊1 45頁）

歯科医師を対象に歯科医療機関における感染症対策に係る研修を実施し、安全で質の高い歯科医療提供体制の構築を図りました。

2 歯と口腔の健康づくりの推進体制

(1) 推進体制と進行管理（別冊1 46頁）

「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づく歯科口腔保健施策を推進するため、「三重県口腔保健支援センター」において、事業の企画、立案、実施および評価を行っています。

市町の実情に応じた歯科口腔保健の取組が進むよう、協力依頼のあった市町等へ専門的助言や技術的支援を行いました。

(2) 人材育成、資質の向上と調査・研究等（別冊1 48頁）

歯科口腔保健に関する知識と技術を習得し、広く社会に貢献する人材を育成するため、三重県立公衆衛生学院において、歯科衛生士を養成しています。

令和4年度においても、卒業生全員が国家試験に合格し、歯科医療機関や病院へ歯科衛生士として就職しました。

(3) 関係機関・団体等との連携（別冊1 52頁）

歯と口腔の健康づくりに対する県民の関心が高まるよう、「歯と口の健康週間」（6月4日～10日）、「いい歯の日」（11月8日）、「8020推進月間」（11月）等を中心に、市町、関係機関・団体等と連携し、歯と口腔の健康の重要性について広く啓発を行っています。

子ども向けイベントにおいて、歯科医療従事者の職業体験等を通じて生涯にわたり歯と口腔の健康を保持増進することの重要性について啓発を行いました。

【所管事項説明】

5 医療保健部における計画等の策定体制について

医療保健部で取り組んでいる計画等の策定については、各分野における有識者が参加する審議会等で検討を進めています。

No	計画等の名称	審議会等	
1	三重県医療計画	医療審議会	
	5 疾病	がん	がん対策推進協議会
		脳卒中	循環器病対策推進協議会
		心筋梗塞等の心血管疾患	
		糖尿病	糖尿病対策懇話会
		精神疾患	精神保健福祉審議会
	6 事業	救急医療	医療審議会救急医療部会
		災害医療	医療審議会災害医療対策部会
		へき地医療	地域医療対策協議会
		周産期医療	医療審議会周産期医療部会
		小児医療	医療審議会小児医療部会
		新興感染症対策	感染症対策連携協議会
	在宅医療	在宅医療推進懇話会	
2	三重県外来医療計画	外来医療計画策定検討会議	
3	三重県医師確保計画	地域医療対策協議会、医療審議会周産期医療部会、医療審議会小児医療部会	
4	三重県薬剤師確保計画（仮称）	薬事審議会	
5	三重県がん対策推進計画	がん対策推進協議会 ※再掲	
6	三重県循環器病対策推進計画	循環器病対策推進協議会 ※再掲	
7	三重県介護保険事業支援計画・高齢者福祉計画	社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会、在宅医療推進懇話会	
8	三重県感染症予防計画	感染症対策連携協議会 ※再掲	
9	三重県医療費適正化計画	保険者協議会	
10	三重県国民健康保険運営方針	国民健康保険運営協議会	
11	三重の健康づくり基本計画	公衆衛生審議会、公衆衛生審議会歯科保健推進部会	
12	みえ歯と口腔の健康づくり基本計画	公衆衛生審議会歯科保健推進部会	

※今後のスケジュール

	No. 1～10の計画等	No. 11、12の計画
10月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（骨子案）	
11月	医療審議会・公衆衛生審議会および関係部会等	
12月		パブリックコメント（11月下旬～）
	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案）	
1月	パブリックコメント（12月下旬～）	公衆衛生審議会、歯科保健推進部会
2月	関係部会等	議案提出
3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）	
	医療審議会（医療計画関係のみ）	

6 次期「三重県医療計画」の策定について

1 計画策定の経緯

本県では、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、「医療法」に基づき昭和 63 年に「三重県保健医療計画」を策定しました。その後、5年ごとに計画の見直しを行い、平成 30 年 3 月には「第 7 次三重県医療計画」を策定しました。また、第 7 次計画から計画期間が 6 年間となったことに伴い、令和 3 年 3 月に第 7 次計画の中間評価を実施し、必要な見直しを行いました。

第 7 次計画は、令和 5 年度末で終期を迎えることから、医療を取り巻く環境の変化や、国における医療計画制度の見直し点等をふまえ、本県の医療提供体制のあり方を再検討し、県民が安心して質の高い医療を受けることができるよう、次期計画を策定します。

2 次期計画の期間

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間

※ 策定から 3 年後に中間評価を行い、必要がある場合、計画を見直します。

3 次期計画の概要

今後の医療需要の変化、生産年齢人口の減少や、令和 6 年度から開始する医師の時間外労働の上限規制に留意するとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が浮き彫りにした地域医療の課題等をふまえ、主に以下の項目の検討を進めます。

(1) 医療圏・基準病床数

(2) 医療従事者の確保と資質の向上

(3) 5 疾病・6 事業および在宅医療にかかる医療連携体制

5 疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
6 事業：救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療

(4) 医療に関するさまざまな取組（医療安全、高齢化に伴い増加する疾患等）

(5) 保健・医療・福祉の総合的な取組

(6) 医療計画の推進体制

このうち、「(3) 5 疾病・6 事業および在宅医療にかかる医療連携体制」では、疾病・事業ごとに数値目標を設定し、目標を達成するための個別施策を検討します。

また、できる限り多方面からの意見をふまえて策定することが重要であることから、計画全体については、三重県医療審議会での検討を行い、5 疾病・6 事業および在宅医療等に関しては、関係部会等において専門的な見地から協議を進めます。

4 次期計画策定のポイント

(1) 医療需要の変化・人口減少への対応

医療需要の変化や生産年齢人口の減少に対応できるよう、外来、入院、在宅にわたる医療機能の分化・連携や医療従事者の確保・養成をさらに進めることで、質が高く効率的な医療提供体制の構築に取り組みます。

(2) 新興感染症への対応

新型コロナウイルス感染症へのこれまでの対応をふまえ、新興感染症が発生・まん延した際にも、必要な医療の提供と感染症対応が両立できるよう、平時における準備等の対応を含めた医療提供体制の構築に取り組みます。

(3) 他計画との一体的策定

医療計画と同時に策定・改定時期を迎えている「がん対策推進計画」「循環器病対策推進計画」「感染症予防計画」「薬剤師確保計画（仮称）」は、医療計画と政策的に関連が深く、その定める内容の多くが重複することから、医療計画と一体的に策定し、医療計画への具体の記載に代替することで、県の方向性を分かりやすく示していきます。

5 二次医療圏の設定

病床の整備を図るべき地域的単位として設定する二次医療圏については、各地域の人口動態、患者流出入、アクセス状況を踏まえ、8月8日の医療審議会において検討した結果、現行の4つの医療圏（北勢、中勢伊賀、南勢志摩、東紀州）を維持することとします。

なお、5疾病・6事業および在宅医療のそれぞれにかかる医療連携体制を構築する際の圏域については、地域の医療資源等の実情に応じて、二次医療圏に限らず弾力的に設定します。

7 次期「三重県外来医療計画」の策定について

1 計画策定の経緯

外来医療については、地域において中心的な役割を担う無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、診療科の専門分化が進んでいます。また、救急医療提供体制の構築、グループ診療の実施、医療機器の共同利用など医療機関の連携が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている状況にあり、外来医療機能に関する情報の可視化を行うとともに、各地域において今後必要となる医療機能の確保に向けた協議を行うことが必要とされています。

こうした背景のもと、平成30年の「医療法」改正により、医療計画の記載事項に「外来医療に係る外来医療提供体制の確保に関する事項」が追加されたことを受け、本県においても、令和2年3月に第7次医療計画に追補するものとして「三重県外来医療計画」を策定しました。

現計画は、令和5年度で終期を迎えることから、本県における外来医療の現状と課題の変化や国の「外来医療に係る外来医療提供体制の確保に関するガイドライン」をふまえるとともに、県医師会、県病院協会、市町代表からなる「外来医療計画策定検討会議」での意見聴取を行いながら、次期計画を策定します。

2 次期計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

3 次期計画の概要

「地域における外来医療機能の確保」、「医療機器の効率的な活用」、「地域の外来医療提供体制の状況」の3つの内容で構成し、外来医療に係る以下の項目の検討を進めます。

(1) 地域における外来医療機能の確保

- ア 外来医療の状況
- イ 今後確保が必要となる外来医療機能
- ウ 今後確保が必要となる外来医療機能の目標
- エ 外来医師偏在指標
- オ 外来医師多数区域
- カ 外来医師多数区域における新規開業者の届出の際に確認する事項

(2) 医療機器の効率的な活用

- ア 医療機器の状況
- イ 医療機器の共同利用の方針
- ウ 共同利用計画の記載事項と確認のためのプロセス

(3) 地域の外来医療提供体制の状況

- ア 地域の外来医療の提供状況
- イ 紹介受診重点医療機関

4 次期計画策定のポイント

(1) 地域における外来医療機能の確保

外来医療の状況をふまえ、各地域において今後確保が必要となる外来医療機能やその目標を検討するとともに、外来医師偏在指標に基づく外来医師多数区域の確認や、多数区域において新規開業者が届け出を行った際に確認する事項等について検討を行います。

(2) 医療機器の効率的な活用

医療機器の効率的な活用のため、各医療圏における医療機器の人口当たりの設置台数や稼働状況を可視化するとともに、医療機器の共同利用の方針やそのプロセスについて検討を行います。

(3) 地域の外来医療提供体制の状況

新たに制度化された外来機能報告により把握可能な外来医療に関するデータを活用し、地域の外来医療提供状況について把握するとともに、紹介受診重点医療機関の機能・役割もふまえた、地域における外来医療提供体制の在り方について検討を行います。

8 次期「三重県医師確保計画」の策定について

1 計画策定の経緯

本県では「医療法」に基づき、「第7次三重県医療計画」の一部として、令和2年3月に「三重県医師確保計画」（令和2年度～令和5年度）を策定し、当該計画に基づき医師確保および偏在是正に係る取組を行っています。

医師確保計画においては、3年ごとに実施・達成を積み重ね、2036（令和18）年までに医師偏在是正を達成することを長期的な目標としていることから、「医師確保計画策定ガイドライン」に基づき、第8次医療計画における医師確保計画（第8次（前期）医師確保計画）の策定を行います。

2 次期計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

3 次期計画の概要

厚生労働省が示す指標に基づき、県全体、二次医療圏、地域医療構想区域ごとに医師確保の方針を定め、具体的な目標医師数を設定したうえで、必要な施策を策定します。

また、産科・小児科については、医師確保対策の必要性が高いことから、国のガイドラインに基づき、個別に医師確保計画を定めます。

<計画の全体像>

(1) 厚生労働省が示す指標に基づき、二次医療圏のうちから医師少数区域・医師多数区域を設定します。

また、二次医療圏よりも小さい地域での医師偏在対策を進めるため、医師少数スポットを設定します。

(2) 県全体、二次医療圏、構想区域、医師少数スポットごとに、医師確保の方針を定めます。また、それらをふまえ、県全体、二次医療圏、構想区域ごとに具体的な目標医師数を設定します。

(3) 目標医師数を達成するために必要な施策について、医師確保計画に具体的に盛り込みます。

4 次期計画策定のポイント

短期的に効果が得られる施策（県内における医師の派遣調整、キャリア形成プログラムの策定・運用等）と、効果が得られるまでに時間のかかる長期的な施策（医学部における地域枠の設定、医師修学資金貸与制度の運用等）を組み合わせ、医師総数の確保および偏在の解消に向けた取組を盛り込みます。

また、医師の働き方改革をふまえた医師確保対策と連携した勤務環境改善支援および子育て医師等支援についても、引き続き取り組みます。

(1) 短期的に効果が得られる施策

- ア 県内における医師の派遣調整
- イ キャリア形成プログラムの策定・運用
- ウ 無料職業紹介等による医師の人材確保
- エ 自治医科大学医師の派遣
- オ 臨床研修医の確保
- カ 専攻医の確保
- キ 地域医療の担い手の育成
- ク 地域医療介護総合確保基金の活用
- ケ 県外医師等の確保

(2) 効果が得られるまでに時間のかかる長期的な施策

- ア 医学部における地域枠・地元出身者枠の設定
- イ 医師修学資金貸与制度の運用

9 次期「三重県がん対策推進計画」の策定について

1 計画策定の経緯

本県では、平成16年度に「三重県がん対策戦略プラン」を策定し、がん対策を推進してきました。その後、平成19年4月に「がん対策基本法」が施行され、国の「がん対策推進基本計画」が策定されました。同法により国基本計画をふまえた都道府県がん対策推進計画の策定が義務付けられたことから、本県においては、がん対策戦略プランを都道府県がん対策推進計画と位置づけ、計画改定を重ねてきたところです。平成30年3月には「三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）」を策定し、がん対策に関する取組を進めています。

現計画は、令和5年度で終期を迎えることから、現計画の評価・検証を行うとともに、本県におけるがんに関する現状と課題やがん患者を取り巻く環境の変化、令和5年3月に策定された国の「第4期がん対策推進基本計画」をふまえ、次期計画を策定します。

なお、がん対策推進計画は医療計画に定めることとされているがん対策の内容の大部分を包含することから、がん対策推進計画に医療計画の該当部分の内容を盛り込む形で両者を一体的に策定します。

2 次期計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

3 次期計画の概要

避けられるがんを防ぐことや、さまざまながんの病態に応じて、適切ながん医療や支援を受けられることをめざして、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」の3つの柱と、これらを支える「基盤の整備」も含め、全体目標と個別目標を掲げて取組を進めます。

(1) がん予防

ア がんの1次予防の推進

イ がんの早期発見の推進

(2) がん医療の充実

ア 医療機関の整備と医療連携体制の構築、医科歯科連携の推進

イ 手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法のさらなる充実とチーム医療の推進

ウ がんと診断された時からの緩和ケアの推進

エ 小児がん、AYA世代のがん対策

オ 高齢者のがん対策

(3) がんとの共生

- ア 相談支援および情報提供の充実
- イ 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- ウ がん患者の就労支援を含めた社会的な問題への対策
- エ ライフステージに応じたがん対策

(4) 基盤整備

- ア がん研究の推進
- イ がん医療を担う人材の育成
- ウ がん登録の推進
- エ がんの教育・県民運動
- オ デジタル化の推進

4 次期計画策定のポイント

(1) がん予防

がん検診受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響により受診者が1～2割程度減少したとの報告もあることから、県民に対してがん検診の意義や必要性を理解してもらえよう取組を進めていく必要があります。また、精密検査受診率についても、全国平均を下回っているがん種が多くなっています。引き続き、がん検診受診率および精密検査受診率の向上に向けた市町への取組を支援します。

(2) がん医療の充実

県内のがん患者が、居住する地域に関わらず適切ながん医療を受けられるよう、地域におけるがん診療の拠点となる病院を指定し、拠点病院を中心とした医療機関の連携によるがん診療体制の充実を図るとともに、そうした情報を県民に対して効果的に発信できるよう取組を進めます。

(3) がんとの共生

日本人の2人に1人ががんにかかる時代となり、がん患者のライフステージに応じた支援を充実させる必要があります。相談支援や就労支援、教育支援や在宅療養支援など必要となる支援は多岐にわたることから、関係者と連携して取組を進めます。

10 次期「三重県循環器病対策推進計画」の策定について

1 計画策定の経緯

脳卒中や心臓病等の循環器病は国民の生命や健康に重大な影響を及ぼす疾患であるとともに、社会全体に大きな影響を与える疾患であることに鑑み、令和元年に「健康寿命等の延伸を図るための脳卒中、心臓病等その他の循環器病に係る対策に関する基本法」が施行され、令和2年には国の「循環器病対策推進基本計画」が策定されました。同法により国基本計画をふまえた都道府県循環器病対策推進計画の策定が義務付けられたことから、本県においても、令和4年3月に「三重県循環器病対策推進計画」を策定しました。

現計画は、令和5年度で終期を迎えることから、現計画の評価・検証を行うとともに、本県における循環器病に関する現状と課題の変化や令和5年3月に策定された国の「第2期循環器病対策推進基本計画」をふまえ、次期計画を策定します。

なお、循環器病対策推進基本計画は医療計画に定めることとされている脳卒中对策と心筋梗塞等の心血管疾患対策の内容の大部分を包含することから、循環器病対策推進基本計画に医療計画の該当部分の内容を盛り込む形で、両者を一体的に策定します。

2 次期計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

3 次期計画の概要

「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」、「保健、医療および福祉に係るサービスの提供体制の充実」、「循環器病対策を推進するための基盤整備」を3つの柱とし、全体目標と個別目標を掲げて取組を進めます。

(1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

(2) 保健、医療および福祉に係るサービスの提供体制の充実

ア 救急搬送体制の充実

イ 循環器病に係る急性期医療提供体制の充実

ウ リハビリテーション等の取組の充実

エ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援

オ 循環器病の緩和ケアの充実

カ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援

キ 治療と仕事の両立支援・就労支援

ク 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への支援

ケ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

(3) 循環器病対策を推進するための基盤整備

ア 循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備

イ 循環器病に係る研究成果の活用

4 次期計画策定のポイント

(1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

循環器病の多くは生活習慣や健康状態に端を発することから、生活習慣病の予防や健康づくりに取り組みます。また、循環器病の発症予防や発症初期の対応、再発予防、後遺症等に関する啓発や的確な情報提供を行い、効果的に循環器病対策を進めます。

(2) 保健、医療および福祉に係るサービスの提供体制の充実

発症後早期に適切な治療を実施することが必要であるという循環器病の特徴に鑑み、病期に応じた適切な医療提供体制の構築を図ります。また、循環器病患者が継続して必要なサービスを受けることができるよう、効果的かつ持続的な保健、医療および福祉に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 循環器病対策を推進するための基盤整備

科学的根拠に基づいた効果的な循環器病対策を推進するため、循環器病に関するデータ収集やデータに基づく評価を実施します。また、国や民間等の機関で行われている循環器病に関する研究の動向を注視し、データやノウハウの導入など必要な対応を検討します。

11 次期「三重県介護保険事業支援計画・高齢者福祉計画 (みえ高齢者元気・かがやきプラン)」の策定について

1 計画策定の経緯

「三重県介護保険事業支援計画・高齢者福祉計画（みえ高齢者元気・かがやきプラン）」は、「介護保険法」に基づく介護保険事業支援計画と「老人福祉法」に基づく高齢者福祉計画を一体とした高齢者の福祉サービス全般に係る計画です。平成12年以降、3年ごとに改定を行っており、令和2年度に策定した現行プランが令和5年度末で終期を迎えることから、これまでの取組の進捗状況や本県の現状と課題をふまえ、次期計画を策定します。

2 次期計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

3 次期計画の概要

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

また、市町が策定する介護保険事業計画に基づき、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数などを定めます。

<具体的な取組>

(1) 介護サービス基盤の整備

①介護サービス基盤の整備

(2) 地域包括ケアシステム推進のための支援

①地域包括支援センターの機能強化 ②在宅医療・介護連携の推進

③介護予防・生活支援サービスの充実

(3) 認知症施策の推進

①地域支援体制の強化と普及啓発～「共生」の取組

②医療・介護サービスの充実～「予防」の取組

(4) 安全安心のまちづくり

①高齢者の社会参加

②高齢者に相応しい住まいの確保

③権利擁護と虐待防止

④高齢者の安全安心

⑤災害に対する備え

⑥感染症に対する備え

(5) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

①介護人材の確保・定着

②介護職員等の養成および資質向上

③介護現場の生産性向上の推進

(6) 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化

- ①介護保険制度の円滑な運営 ②介護給付の適正化

4 次期計画策定のポイント

次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることとなります。

また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が減少することが見込まれています。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・ 地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保
- ・ 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保
- ・ 医療・介護の連携強化
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・ 多様な主体によるサービスを含めた総合事業の普及
- ・ 属性や世代を問わない包括的な相談支援等への対応
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ・ 処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

12 次期「三重県感染症予防計画」の策定について

1 計画策定の経緯

(1) 現行計画

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、感染症の予防およびまん延防止のための施策の実施について各都道府県が定める計画として、平成11年に「三重県感染症予防計画」（以下、「予防計画」という。）を策定しました。

(2) 計画改定の背景・目的

- これまでの国の基本方針および予防計画は、大規模な感染症発生時において実施される対策の時期・内容、各関係機関間の連携等についての記載が十分ではなく、その実効性が確保されていませんでした。
- 新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行は、戦後の日本で経験したことのない規模の感染拡大を招き、必要な保健・医療提供体制の確保に時間を要するなど、様々な課題が明らかとなりました。
- このため、令和4年の感染症法の改正により、各都道府県は保健・医療提供体制の確保にかかる対策の数値目標を定めるとともに、県と各医療機関等との間で締結する協定を通じて対策の実効性を確保することとされました。
- 感染症法の改正趣旨に沿って予防計画を改定することにより、地域における各関係機関間の役割や連携体制を明確にし、平時から新興感染症の発生・まん延に対応可能な保健・医療提供体制の構築に取り組みます。

2 次期計画の期間

少なくとも3年ごとに調査・分析および評価を行い、必要があると認める場合は速やかに改定を行います。

3 次期計画の概要

- (1) 感染症対策推進の基本的な考え方【記載充実】
- (2) 実施機関等の役割
- (3) 本県における感染症患者の発生状況および新興感染症発生・まん延時における医療等の現状【新規】
- (4) 地域の実情に即した感染症の発生の予防のための施策に関する事項
- (5) 地域の実情に即した感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
- (6) 緊急時における国、県内市町および他都道府県等との連絡体制の確保等に関する事項
- (7) 感染症および病原体等に関する情報の収集、調査および研究に関する事項【記載充実】
- (8) 病原体等の検査の実施体制および検査能力の向上に関する事項【記載充実】

- (9) 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項【記載充実】
- (10) 宿泊施設の確保に関する事項【新規】
- (11) 自宅療養者等（外出自粛対象者）の療養生活の環境整備に関する事項【新規】
- (12) 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項【新規】
- (13) 感染症対策物資等の確保に関する事項【新規】
- (14) 感染症の予防または、まん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項【新規】
- (15) 感染症の予防に関する人材の養成および資質の向上に関する事項【記載充実】
- (16) 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項【新規】
- (17) 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る数値目標【新規】
- (18) 感染症に関する啓発および知識の普及ならびに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
- (19) 予防のための施策を総合的に推進すべき感染症
- (20) その他の感染症の予防の推進に関する事項

4 次期計画改定のポイント

(1) 改定のポイント

① 記載事項の充実

新興感染症の発生およびまん延時の体制を充実・明確化するため、入院や発熱外来の機能を担う医療機関の事前指定、検査や保健所の体制確保等、保健・医療提供体制の確保等にかかる記載事項を充実します。

② 数値目標の設定

確保すべき病床数や発熱外来医療機関数、保健所に必要な人員体制などについて、時期に応じた数値目標を新たに設定します。

数値目標は、新型コロナウイルス感染症対策において対応が求められた保健・医療提供体制確保の時期・内容の検証等をふまえて設定します。

③ 協定の締結

予防計画の実効性を担保するため、県と各医療機関等（薬局、検査機関、宿泊施設等も含む）との間で、病床の確保や発熱外来などの対策の実施時期・内容等について新たに協定を締結します。

この協定により、新型コロナウイルス感染症において各医療機関等が担っていた機能をより早期に確保するとともに、想定しなかった事態が発生した場合は協定内容を見直すなど、臨機応変に対応します。

(2) 改定に向けた進め方

改正感染症法において、平時から感染症の予防およびまん延防止のための施策について協議することなどを目的として各都道府県に設置が義務付けられた「感染症対策連携協議会」での意見等をふまえて、改定を進めていきます。

13 次期「三重の健康づくり基本計画（ヘルシーピープルみえ・21）」の策定について

1 計画策定の経緯

本県では、平成25年3月に「三重県健康づくり推進条例」に基づく、健康づくりに関する基本計画として「三重の健康づくり基本計画（ヘルシーピープルみえ・21）」を策定しました。

現行の計画は令和5年度末を終期としており、また、令和5年5月31日に厚生労働大臣から公表された健康日本21（第三次）を推進するための「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」において、都道府県は、都道府県健康増進計画を策定することとされていることから、現計画の成果や健康に関する現状などをふまえ、次期計画を策定します。

2 次期計画の期間

令和6年度から令和17年度までの12年間

3 次期計画の概要

本計画は、少子化・高齢化による人口減少、独居世帯の増加、女性の社会進出、あらゆる分野におけるデジタルトランスフォーメーションの加速等の社会変化が予想される中、子どもから高齢者まで、全ての県民が安心して健やかで心豊かに生活できるよう、県民の健康増進の総合的な推進を図るための取り組むべき課題や方向性などを示すものです。

健康づくりを取り巻く状況や現行計画の最終評価をふまえ、目標を達成するための基本方針と分野別の目標や対策について記載します。

（1）基本方針

①生活習慣病対策の推進

がん、糖尿病、循環器疾患

②ライフコースアプローチをふまえた健康づくりの推進

栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康、休養・睡眠

③社会環境づくりの推進

社会環境づくり、社会とのつながり・こころの健康の維持向上

（2）計画推進のための取組方針

①取組推進における県の担うべき役割

②健康に関わる関係者に期待される役割

③取組の適切な進行管理

4 次期計画策定のポイント

(1) 全体目標について

①健康寿命の延伸

健康づくりの推進にあたり、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防・重症化予防、社会環境の質の向上等によって健康寿命の延伸をめざすことは、前計画から続く最も重要な課題です。また、本県では今後も高齢化率が大きく上昇する見込みであり、平均寿命は延伸傾向となっています。これらの状況をふまえ、県民の生活の質の低下を防ぐためには、平均寿命の延伸を上回る健康寿命の延伸が必要であることから、「健康寿命の延伸」を1つめの全体目標とします。

②心身の健康感の向上

自身を健康であると感じる県民の割合が増加することは、安心して暮らすことのできる三重県の実現につながると考えられることから、「心身の健康感の向上」を2つめの全体目標とします。

(2) 基本方針について

①生活習慣病対策の推進

生活習慣病発症予防および合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に関し、引き続き取組を進めます。

②ライフコースアプローチをふまえた健康づくりの推進

現在の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性があり、また、次世代の健康にも影響を及ぼすものであると考えられることから、多分野において連携を図りつつ、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくりをいう。）をふまえた取組を進めます。

③社会環境づくりの推進

多様な主体が健康づくりに取り組むよう促すとともに、就労、ボランティア、通いの場等の居場所づくりや社会参加の取組、各人がより緩やかな関係性も含んだつながりを持つことができる環境整備およびこころの健康を守るための環境整備を行うことで、社会とのつながり・こころの健康の維持向上を図ります。また、自然に健康になれる環境づくりの取組を進め、健康に関心の薄い者を含む幅広い対象に向けた健康づくりを推進します。

14 次期「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の策定について

1 計画策定の経緯

本県では、平成24年施行の「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、平成25年3月に「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定しました。

平成30年3月には第2次計画を策定し、県民の歯と口腔の健康づくりを推進していますが、現行計画が令和5年度末で終期を迎えることから、これまでの取組の進捗状況や本県の現状と課題をふまえ、次期計画を策定します。

2 次期計画の期間

令和6年度から令和17年度までの12年間

3 次期計画の概要

次の2つのめざす姿に向けて数値目標等を掲げ、取組を進めます。

<めざす姿>

- (1) 県民一人ひとりが、全身の健康につながる歯と口腔の健康づくりに取り組むことで、いつまでも自分の歯でおいしく食事ができ、生涯にわたり生活の質の向上が図られています。
- (2) 歯と口腔の健康づくりのため、定期的に歯科検診や歯科保健指導、歯科医療等を受けることができる環境の整備が進んでいます。

<取組内容>

- (1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくりの推進
 - ア 乳幼児期
 - イ 学齢期
 - ウ 青・壮年期
 - エ 高齢期
- (2) 障がい児・者の歯と口腔の健康づくりの推進
- (3) 医科歯科連携による疾病対策の推進
- (4) 在宅歯科保健医療の推進
- (5) 災害時歯科保健医療の推進
- (6) 中山間地域等における歯と口腔の健康づくりの推進
- (7) 歯科医療機関における感染症対策の推進

4 次期計画策定のポイント

(1) 誰一人取り残さない歯科口腔保健施策の推進

県民一人ひとりが主体的に行う歯と口腔の健康づくりの取組に加え、保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策に関する業務を行う関係機関および民間団体等並びに当該業務に従事する者等を含めた関係者間の有機的な連携により社会全体において、歯と口腔の健康づくりの取組を支援し、誰一人取り残さない歯と口腔の健康づくりの推進に取り組みます。

(2) ライフステージおよびライフコースアプローチに基づいた歯科口腔保健施策の推進

さまざまな歯と口腔の健康課題に対する切れ目ない歯科口腔保健施策を展開していく必要があるため、ライフステージ（乳幼児期、学齢期、青・壮年期、高齢期の人の生涯における各段階をいう。）ごとの特性をふまえた、生涯を通じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりの推進に引き続き取り組みます。加えて、ライフコースアプローチに基づく、歯と口腔の健康づくりの推進に取り組みます。

15 「三重県薬剤師確保計画（仮称）」の策定について

1 計画策定の経緯

令和3年6月に公表された「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」では、薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在があり、特に病院薬剤師の確保が喫緊の課題であることが指摘されており、偏在の解消に向けた薬剤師確保の取組が重要となっています。また、厚生労働省から示された第8次医療計画作成指針においては、地域の実情に応じた薬剤師確保策の実施等が新たに規定され、当該指針に基づき、薬剤師確保に係る内容を記載することが求められています。

このような状況をふまえ、本県における薬剤師不足（特に病院薬剤師の不足）に対応し、地域の実情に応じた薬剤師の確保策を実施していくため、新たに「三重県薬剤師確保計画（仮称）」を策定します。

2 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

3 計画の概要

本県の実情に応じた薬剤師確保策を実施していくため、令和5年6月に厚生労働省から示された「薬剤師確保計画ガイドライン」に沿って計画を策定します。

(1) 薬剤師確保計画の基本的事項

- ア 策定の趣旨
- イ 薬剤師確保計画の位置づけ
- ウ 薬剤師確保計画の全体像
- エ 計画の期間

(2) 三重県の薬剤師確保の現状

(3) 薬剤師確保計画の具体的事項

- ア 区域単位
- イ 薬剤師偏在指標
- ウ 薬剤師少数区域・薬剤師多数区域等
- エ 薬剤師少数スポット
- オ 薬剤師の確保の方針
- カ 目標薬剤師数
- キ 目標を達成するための施策
- ク 二次医療圏ごとの薬剤師確保対策

(4) 薬剤師確保計画の効果の測定・評価

4 計画策定のポイント

(1) 薬剤師偏在指標

医療需要（ニーズ）に基づき、地域ごと、薬剤師の業態ごとの薬剤師数の多寡を統一的・客観的に把握するための新たな指標として、令和5年6月に厚生労働省から「薬剤師偏在指標」が新たに示されました。三重県薬剤師確保計画においては、薬剤師偏在指標をふまえ、薬剤師確保策に取り組みます。

薬剤師偏在指標

[薬剤師偏在指標 = 調整薬剤師労働時間 / 薬剤師の推計業務量]

	全国	三重県 (順位)	北勢	中勢 伊賀	南勢 志摩	東紀州
病院薬剤師 偏在指標	0.80	0.63 (44位)	0.57	0.71	0.65	0.42
薬局薬剤師 偏在指標	1.08	0.90 (41位)	0.93	0.97	0.81	0.64
地域別薬剤師 偏在指標	0.99	0.82 (42位)	0.83	0.89	0.76	0.59

*数値が小さいほど薬剤師が不足。1.0でその地域で必要とする薬剤師が充足していることを示す。

(2) 薬剤師確保の方針

薬剤師偏在指標に基づき、二次医療圏単位で薬剤師の少数区域、多数区域を設定します。また、必要に応じ、二次医療圏よりも小さい単位の地域での薬剤師偏在対策に取り組むため薬剤師少数スポットを設定します。

薬剤師の少数区域、多数区域等の設定をふまえ、県全体、二次医療圏、必要に応じて薬剤師少数スポットごとに目標薬剤師数を定め、薬剤師確保の方針を定めま

す。

(3) 目標を達成するための施策

県全体、二次医療圏、必要に応じて薬剤師少数スポットごとに、目標薬剤師数を達成するために必要な施策を定めま

16 次期「三重県医療費適正化計画」の策定について

1 計画策定の経緯

急速な少子高齢化等医療を取り巻くさまざまな環境が変化している中、国民皆保険を堅持し続けていくため、医療に要する費用が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく必要があります。このための仕組みとして、平成20年に「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠法令とした医療費適正化計画に関する制度が創設されました。

本県では、平成20年3月に、「第一期三重県医療費適正化計画」の策定以降、平成25年3月に第二期、平成30年3月に第三期計画を策定しました。第三期計画が令和5年度末で終期を迎えることから、次期計画を策定します。

2 次期計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

3 次期計画の概要

医療費の更なる適正化に向けて、新たな目標・取組として、複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供等を加えるとともに、既存の目標についてもデジタル等を活用した効果的な取組を推進します。また、計画の実効性を高めるため、県が関係者と連携するための体制を構築します。

〈具体的な目標・取組〉

(1) 住民の健康の保持の推進

- ①特定健康診査実施率の向上
- ②特定保健指導実施率の向上
- ③メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少
- ④たばこ対策の実施
- ⑤予防接種の取組
- ⑥生活習慣病等の重症化予防の推進
- ⑦高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防
- ⑧その他予防・健康づくりの推進に関する目標

(2) 医療の効率的な提供の推進

- ①後発医薬品およびバイオ後続品の使用推進
- ②医薬品の適正使用の推進
- ③医療資源の効果的・効率的な活用
- ④医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進
- ⑤歯と口腔の健康づくり
- ⑥在宅医療の充実等を内容とする医療提供体制の整備
- ⑦国保データベース（KDB）の活用

4 次期計画のポイント

(1) 新たな目標・取組の設定

医療と介護の複合的なニーズを有する高齢者の増加が今後見込まれる中で、高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病の予防や介護予防の推進、効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療や医療資源の投入量に地域差がある医療に関する目標・取組について記載

(2) 既存目標に係る効果的な取組

特定健診・特定保健指導におけるICTの活用等による効果的な取組の実施

17 次期「三重県国民健康保険運営方針」の策定について

1 運営方針策定の経緯

国民健康保険の安定的な財政運営並びに県内市町の国民健康保険事業の広域のおよび効率的な運営の推進を図るため、「国民健康保険法」に基づき、県内の国民健康保険運営に関する方針である「三重県国民健康保険運営方針（以下、「運営方針」という。）」を平成30年3月に策定しました。

現行の運営方針が、令和5年度末で終期を迎えることから、本県の国民健康保険における現状や課題をふまえ、次期運営方針を策定します。

2 次期運営方針の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

3 次期運営方針の概要

県と各市町が一体となって、国民健康保険の財政運営、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業等の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町が事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な運営方針として策定します。

(1) 基本的事項

(2) 国民健康保険の医療に要する費用および財政の見通し

- ①医療費の動向と将来の見通し
- ②財政収支の改善に係る基本的な考え方
- ③赤字削減・解消の取組、目標年次等
- ④財政安定化基金の運用
- ⑤市町に対する財政支援

(3) 市町における保険料（税）の標準的な算定方法およびその水準の平準化に関する事項

- ①保険料水準の統一に向けた検討
- ②納付金の算定方法
- ③標準的な保険料（税）の算定方法

(4) 市町における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項

- ①収納対策

(5) 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

- ①レセプト点検の充実強化に関する事項
- ②第三者求償事務の取組強化に関する事項
- ③療養費の支給の適正化に関する事項
- ④高額療養費の多数回該当の取扱いに関する事項

- (6) 医療費の適正化の取組に関する事項
 - ①医療費の適正化に向けた取組
 - ②医療費適正化計画との関係
- (7) 市町が担う事務の広域のおよび効率的な運営の推進に関する事項
 - ①広域のおよび効率的な運営による事務の軽減
 - ②各事務処理における基準の標準化
- (8) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
 - ①保健医療サービス・福祉サービス等との連携
 - ②他計画との整合性
- (9) 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整に関する事項

4 次期運営方針策定のポイント

国は、次期運営方針期間を保険料水準の平準化に向けた取組を一段と加速化させるための期間と位置づけ、「保険料水準の平準化に関する事項」を運営方針の必須記載事項としました。

保険料水準の統一については、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準とする「完全統一」と、各市町の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金算定基礎額ベースにおける統一」の大きく2つに分けられます。

本県では、令和5年度の納付金算定において医療費反映係数(α)を「ゼロ」としていることから、「納付金算定基礎額ベースにおける統一」がなされていると言えます。

現行運営方針では、「将来的な統一をめざして段階的に進める」としており、次期運営方針期間(令和6年度~11年度)において、「納付金算定基礎額ベースの統一」から「完全統一」へ向け、本県における統一の定義、目標年度を設定し取組を進めます。なお、取組にあたっては、今後の進め方、方針、達成時期等を取りまとめたロードマップを作成し、計画的・段階的に進めます。

【所管事項説明】

18 各種審議会等の審議状況の報告について
(令和5年6月1日～令和5年9月18日)

(医療保健部)

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和5年6月13日
3 委員	委員長 村本 淳子 委員 中川 崇 他2名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程の改定について 2 公立大学法人三重県立看護大学の令和4年度業務実績について 3 第2回評価委員会の審議について
5 調査審議結果	公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程の改定について審議を行い、評価委員会として「意見なし」と決定した。また、令和4年度業務実績報告書について質疑応答を行い、各委員が小項目評価およびコメントを作成し、第2回評価委員会において審議を行うこととした。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	令和5年6月22日
3 委員	部会長 二井 栄 委員 伊藤 正明 他3名
4 諮問事項	医療法人の設立等認可申請事案について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立等について、全て承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県循環器病対策推進協議会社会連携・リハビリ部会
2 開催年月日	令和5年7月6日
3 委員	部会長 園田 繁 委員 石田 亘宏 他13名
4 諮問事項	1 第2期三重県循環器病対策推進計画及び第8次三重県医療計画の策定について 2 第2期三重県循環器病対策推進計画の方向性について
5 調査審議結果	三重県循環器病対策推進計画及び第7次三重県医療計画の評価、第2期三重県循環器病対策推進計画及び第8次三重県医療計画の方向性等について、意見交換・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県外来医療計画策定検討会議
2 開催年月日	令和5年7月10日
3 委員	座長 馬岡 晋 委員 志田 幸雄 他4名
4 諮問事項	1 外来医療計画の概要および次期計画の基本的な考え方について 2 外来医療機能の偏在、不足する医療機能への対応について 3 医療機器の効率的な活用について 4 地域の外来医療提供体制の状況について
5 調査審議結果	第8次（前期）外来医療計画の方向性、今後確保が必要となる医療機能、医療機器の効率的な活用について、意見交換・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県循環器病対策推進協議会心疾患対策部会
2 開催年月日	令和5年7月11日
3 委員	部会長 新保 秀人 委員 新 達也 他12名
4 諮問事項	1 第2期三重県循環器病対策推進計画及び第8次三重県医療計画の策定について 2 第2期三重県循環器病対策推進計画の方向性について
5 調査審議結果	三重県循環器病対策推進計画及び第7次三重県医療計画の評価、第2期三重県循環器病対策推進計画及び第8次三重県医療計画の方向性等について、意見交換・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県循環器病対策推進協議会脳血管疾患対策部会
2 開催年月日	令和5年7月11日
3 委員	部会長 鈴木 秀謙 委員 伊東 学 他11名
4 諮問事項	1 第2期三重県循環器病対策推進計画及び第8次三重県医療計画の策定について 2 第2期三重県循環器病対策推進計画の方向性について
5 調査審議結果	三重県循環器病対策推進計画及び第7次三重県医療計画の評価、第2期三重県循環器病対策推進計画及び第8次三重県医療計画の方向性等について、意見交換・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	令和5年7月11日
3 委員	委員長 駒田 美弘 委員 谷ノ上 千賀子 他3名
4 諮問事項	1 三重県立総合医療センター令和4年度業務実績について 2 「公立病院経営強化ガイドライン」への対応について 3 第2回評価委員会の審議について
5 調査審議結果	令和4年度業務実績報告書および第三期中期計画変更案について質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県糖尿病対策懇話会
2 開催年月日	令和5年7月11日
3 委員	座長 住田 安弘 副座長 曾我 利彦 委員 池山 朱美 他8名
4 諮問事項	1 第8次三重県医療計画の策定について 2 第7次三重県医療計画における糖尿病対策の評価及び三重の健康づくり基本計画における糖尿病分野の評価について 3 第8次三重県医療計画における糖尿病対策部分の策定について
5 調査審議結果	1 第8次三重県医療計画の概要、検討体制、新たに求められる内容等を中心とした記載内容及び策定スケジュールを説明した。 2 指標の達成状況及び取組方向の概要とその課題について説明し、意見交換を行った。 3 圏域の考え方、指標、取組方向についての事務局案を提案し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和5年7月12日
3 委員	委員長 村本 淳子 委員 井熊 信行 他3名
4 諮問事項	公立大学法人三重県立看護大学の令和4年度業務実績に係る小項目評価等について
5 調査審議結果	令和4年度業務実績に係る小項目評価について、あらかじめ各委員が作成した評価結果をもとに、評価委員会としての評価を審議した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会救急医療部会
2 開催年月日	令和5年7月13日
3 委員	会長 田中 孝幸 委員 片岡 紀和 他10名
4 諮問事項	1 第8次三重県医療計画について 2 高度救命救急センターについて
5 調査審議結果	1 第7次三重県医療計画の評価、第8次三重県医療計画の基本的な考え方、二次医療圏の設定等について、意見交換・検討を行った。 2 引き続き三重大学で高度救命救急センターの設置に向けた協議を進めていくこととなった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療対策協議会
2 開催年月日	令和5年7月14日
3 委員	会長 伊藤 正明 副会長 竹田 寛 委員 池田 智明 他25名
4 諮問事項	1 第8次医療計画における医師確保計画（第8次・前期）の策定方針について 2 第8次医療計画におけるへき地医療対策の方針について 3 へき地医療拠点病院の指定について 4 基幹型臨床研修病院の新規指定に係る報告について
5 調査審議結果	第8次医療計画における医師確保計画（第8次・前期）の策定方針、第8次医療計画におけるへき地医療対策の方針について説明を行い、承認を得た。 へき地医療拠点病院の指定について説明し、承認を得た。 また、基幹型臨床研修病院の新規指定に係る報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県国民健康保険運営協議会
2 開催年月日	令和5年7月24日
3 委員	会長 伊藤 正明 委員 長谷川 玲子 他9名
4 諮問事項	1 次期三重県国民健康保険運営方針の策定について 2 保険料水準の統一に向けたロードマップの作成について 3 WEB会議システムを利用した会議への出席について
5 調査審議結果	上記について審議を行い、すべて原案に同意いただいた。
6 備考	

1 審議会等の名称	桑員地域医療構想調整会議
2 開催年月日	令和5年7月25日
3 委員	議長 西村 英也 委員 渡邊 治彦 他16名
4 諮問事項	紹介受診重点医療機関の選定について
5 調査審議結果	紹介受診重点医療機関について、書面により協議し、選定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三四地域医療構想調整会議
2 開催年月日	令和5年7月25日
3 委員	議長 山中 賢治 委員 中嶋 一樹 他18名
4 諮問事項	紹介受診重点医療機関の選定について
5 調査審議結果	紹介受診重点医療機関について、書面により協議し、選定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	鈴亀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	令和5年7月25日
3 委員	議長 尾崎 郁夫 委員 二井 栄 他12名
4 諮問事項	紹介受診重点医療機関の選定について
5 調査審議結果	紹介受診重点医療機関について、書面により協議し、選定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊賀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	令和5年7月25日
3 委員	議長 馬岡 晋 委員 清水 雄三 他13名
4 諮問事項	紹介受診重点医療機関の選定について
5 調査審議結果	紹介受診重点医療機関について、書面により協議し、選定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	松阪地域医療構想調整会議
2 開催年月日	令和5年7月25日
3 委員	議長 平岡 直人 委員 齋藤 洋一 他18名
4 諮問事項	紹介受診重点医療機関の選定について
5 調査審議結果	紹介受診重点医療機関について、書面により協議し、選定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊勢志摩地域医療構想調整会議
2 開催年月日	令和5年7月25日
3 委員	議長 橋上 裕 委員 日比 秀夫 他17名
4 諮問事項	紹介受診重点医療機関の選定について
5 調査審議結果	紹介受診重点医療機関について、書面により協議し、選定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	津地域医療構想調整会議
2 開催年月日	令和5年7月26日
3 委員	議長 渡部 泰和 委員 奥野 利幸 他11名
4 諮問事項	1 紹介受診重点医療機関の選定について 2 津区域における病床の機能転換について
5 調査審議結果	紹介受診重点医療機関について協議、選定を行った。また、津地域における病床の機能転換について報告があった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会小児医療部会
2 開催年月日	令和5年7月27日
3 委員	部会長 平山 雅浩 委員 野村 豊樹 他10名
4 諮問事項	第8次三重県医療計画の策定について
5 調査審議結果	第7次三重県医療計画の評価、第8次三重県医療計画の基本的な考え方、現状分析、数値目標などについて、意見交換・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会三重県がん登録事業運営部会
2 開催年月日	令和5年7月27日
3 委員	部会長 渡邊 昌俊 委員 石田 亘宏 他5名
4 諮問事項	1 CONCORD-4への匿名化が行われた都道府県がん情報の提供について 2 がん登録都道府県がん情報の提供の申出にかかる審査について
5 調査審議結果	がんの生存率に関する国際的な研究であるCONCORD-4へのがん登録情報及び全国がん登録都道府県がん情報の提供の申し出に係る審査について協議を行い、いずれも承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会災害医療対策部会
2 開催年月日	令和5年7月31日
3 委員	部会長 池田 智明 委員 梅田 佳樹 他10名
4 諮問事項	1 第8次三重県医療計画について 2 三重L-DMAT隊員養成研修について 3 災害拠点精神科病院の設置について
5 調査審議結果	第7次三重県医療計画の評価、第8次三重県医療計画の基本的な考え方、二次医療圏の設定等について、意見交換・検討を行った。 また、三重L-DMAT隊員養成研修、災害拠点精神科病院の設置について概要説明を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県循環器病対策推進協議会
2 開催年月日	令和5年8月1日
3 委員	会長 伊藤 正明 委員 稲本 良則 他14名
4 諮問事項	1 第2期三重県循環器病対策推進計画及び第8次三重県医療計画の策定について 2 第2期三重県循環器病対策推進計画の方向性について
5 調査審議結果	三重県循環器病対策推進計画及び第7次三重県医療計画の評価、第2期三重県循環器病対策推進計画及び第8次三重県医療計画の方向性等について、意見交換・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会周産期医療部会
2 開催年月日	令和5年8月2日
3 委員	部会長 池田 智明 委員 二井 栄 他15名
4 諮問事項	第8次三重県医療計画の策定について
5 調査審議結果	第7次三重県医療計画の評価、第8次三重県医療計画の基本的な考え方、現状分析、数値目標などについて、意見交換・検討を行った
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和5年8月3日
3 委員	委員長 村本 淳子 委員 井熊 信行 他2名
4 諮問事項	1 三重県立看護大学令和4年度業務実績に係る小項目評価について 2 三重県立看護大学令和4年度業務実績に係る全体評価について
5 調査審議結果	令和4年度業務実績に係る評価（案）について審議・決定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県看護職員確保対策検討会
2 開催年月日	令和5年8月3日
3 委員	会長 堀 浩樹 副会長 片田 範子 委員 小西 博 他12名
4 諮問事項	1 令和6年度以降の看護職員確保対策の方向性および第8次三重県医療計画の看護職員の確保に関する記述内容の検討に向けて
5 調査審議結果	第8次三重県医療計画の策定概要等、三重県の看護職員の現状、令和3年度から令和5年度までの看護職員確保対策の取組および評価、今後の看護職員確保対策の方向性、特定行為研修に係る現状・課題と今後の方向性について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会
2 開催年月日	令和5年8月4日
3 委員	会長 齋藤 純一 委員 齋藤 洋一 他13名
4 諮問事項	1 WEB会議システムを利用した会議への出席（案）について 2 第8次三重県医療計画（精神疾患対策）の素案について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会
2 開催年月日	令和5年8月7日
3 委員	会 長 伊藤 正明 委 員 竹田 寛 他13名
4 諮問事項	1 令和5年度第1回三重県がん登録事業運営部会の報告について 2 次期三重県がん対策推進計画および第8次三重県医療計画の策定について 3 次期三重県がん対策推進計画の方向性について 4 三重県がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携病院の指定要件の見直しについて 5 がんの死亡率に関連する要因分析について
5 調査審議結果	1 令和5年度第1回三重県がん登録事業運営部会について報告を行った。 2・3 三重県がん対策推進計画及び第7次三重県医療計画の評価、次期三重県がん対策推進計画及び第8次三重県医療計画の方向性等について、意見交換・検討を行った。 4 三重県がん診療連携拠点病院及び三重県がん診療連携病院の指定要件の見直しについて協議を行い、事務局案について承認された。 5 がんの死亡率に関連する要因分析に関する報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会
2 開催年月日	令和5年8月8日
3 委員	副会長 竹田 寛 委員 稲本 良則 他8名
4 諮問事項	第8次三重県医療計画について
5 調査審議結果	第7次三重県医療計画の評価、第8次三重県医療計画の基本的な考え方、二次医療圏の設定等について、意見交換・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会
2 開催年月日	令和5年8月10日
3 委員	部会長 伊東 学 委員 新 達也 他11名
4 諮問事項	1 三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会設置要綱の改正について 2 三重県の歯科保健の現状 「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（案）」について 3 令和5年度歯科保健推進事業について 4 次期「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」策定について
5 調査審議結果	1 三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会設置要綱の改正について説明し、事務局案について承認された。 2 「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（案）」について説明し、意見交換を行った。 3 令和5年度歯科保健推進事業について説明し、意見交換を行った。 4 次期「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」策定の方向性について説明し、事務局案について承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	令和5年8月17日
3 委員	委員長 駒田 美弘 委員 谷 眞澄 他2名
4 諮問事項	1 「公立病院経営強化ガイドライン」への対応について 2 三重県立総合医療センター令和4年度業務実績に係る小項目評価について 3 三重県立総合医療センター令和4年度業務実績に係る全体評価について
5 調査審議結果	令和4年度業務実績に係る評価について、あらかじめ各委員が作成した評価結果をもとに審議を行った。また、第三期中期計画変更案について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会三重県がん対策推進計画策定検討部会
2 開催年月日	令和5年8月18日
3 委員	部会長 竹田 寛 委員 石田 亘宏 他11名
4 諮問事項	1 次期三重県がん対策推進計画の方向性について 2 次期三重県がん対策推進計画の目標について
5 調査審議結果	次期三重県がん対策推進計画及び第8次三重県医療計画の方向性等について、意見交換・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	令和5年8月18日
3 委員	会長 志田 幸雄 会長代行 森 一恵 委員 吉良 勇藏 他4名
4 諮問事項	介護保険法に規定する審査請求について
5 調査審議結果	介護保険料の決定処分について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療対策協議会
2 開催年月日	令和5年8月21日
3 委員	会長 伊藤 正明 副会長 竹田 寛 委員 池田 智明 他25名
4 諮問事項	三重県地域医療対策協議会医師専門研修部会の結果並びに国への意見について
5 調査審議結果	医師専門研修プログラムの審議結果及び国への意見提出について、書面により協議を行い、承認を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県感染症対策連携協議会
2 開催年月日	令和5年8月21日
3 委員	会長 馬岡 晋 委員 田中 孝幸 他16名
4 諮問事項	三重県感染症予防計画の改定及び第8次三重県医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）の策定にかかる概要について他
5 調査審議結果	上記事項について、事務局より説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県認知症施策推進会議
2 開催年月日	令和5年8月22日
3 委員	委員 石田 亘宏 他13名
4 諮問事項	1 三重県の認知症施策について 2 国の認知症施策について 3 第8期介護保険事業支援計画の取組評価及び第9期介護保険事業支援計画の策定に向けて
5 調査審議結果	上記事項について、事務局より説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	令和5年8月28日
3 委員	会長 馬岡 晋 副会長 福森 哲也 委員 明石 典男 他9名
4 諮問事項	1 みえ高齢者元気・かがやきプラン（第8期介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画）の取組状況について 2 みえ高齢者元気・かがやきプラン（第9期介護保険事業支援計画・第10次三重県高齢者福祉計画）の構成案について
5 調査審議結果	上記事項について、事務局より説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県在宅医療推進懇話会
2 開催年月日	令和5年8月29日
3 委員	座長 志田 幸雄 委員 泉 知子 他15名
4 諮問事項	第8次三重県医療計画（在宅医療対策）の策定について
5 調査審議結果	上記事項について、事務局より説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会
2 開催年月日	令和5年9月1日
3 委員	会長 田辺 正樹 副会長 清水 真由美 委員 赤坂 知之 他15名
4 諮問事項	1 WEB会議システムを利用した会議への出席について（案） 2 次期「三重の健康づくり基本計画」の骨子案について 3 三重県公衆衛生審議会各部会報告 4 三重県感染症対策連携協議会の設置について
5 調査審議結果	1 WEB会議システムを利用した会議への出席について事務局案を説明し、承認された。 2 次期「三重の健康づくり基本計画」の骨子案について説明し、事務局案について承認された。 3 三重県公衆衛生審議会各部会報告について意見交換を行った。 4 三重県感染症対策連携協議会の設置について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療対策協議会
2 開催年月日	令和5年9月11日
3 委員	会長 伊藤 正明 副会長 竹田 寛 委員 池田 智明 他25名
4 諮問事項	1 第8次医療計画における医師確保計画（第8次・前期）の素案について 2 第8次医療計画におけるへき地医療対策の素案について
5 調査審議結果	第8次医療計画における医師確保計画（第8次・前期）の素案、第8次医療計画におけるへき地医療対策の素案について説明を行い、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県薬事審議会
2 開催年月日	令和5年9月12日
3 委員	会長 田中 亜紀子 副会長 西井 政彦 委員 田中 孝幸 他9名
4 諮問事項	三重県薬剤師確保計画（仮称）について
5 調査審議結果	上記事項について、事務局より説明し、協議を行った。
6 備考	